

泡盛関係

沖繩

琉球泡盛酒造組合長仲吉朝助より神山政良宛書簡

大正十五年三月二十五日

拜啓時下陽春の候盛々御清康に被為渉候段奉慶賀候陳は先年来当沖繩県経済振興に關し格別の御高願を辱ふし殊に本県酒造増税に對しては出港税制を施行される様御尽力を賜し段奉深謝候同法案は去月衆議院を通過致し本日無事貴族院通過の報に接し御同慶の至に不堪候茲に不取敢感謝の意を表し度如斯に御座候 頓首

大正十五年三月二十五日

神山政良殿

琉球泡盛酒造組合長仲吉朝助

酒造税準備預金撤廃ニ関スル陳情書

那覇稅務署ニ於テハ酒類製造業者九拾貳名(當組合員)ノ過半数タル五拾名ニ對シ徵稅保全ノ為ト稱シ毎月壹石當り貳拾圓乃至參拾圓ノ割合ヲ以テ先月ノ燒酎釀出高ニ應シ夫々強制的ニ銀行ニ預金スル制度ヲ施行サレ候が由來当地ニ於ケル酒類販賣ノ商習慣タルヤ現金取引極メテ稀ニシテ殆ンド製品ノ受渡シ後五週間内外ノ延滞ニテ殊ニ目下ノ經濟状態ニテハ先月ノ売上ゲ金ヲ翌月迄ニ回収スル事能ハズサリテ同預金ヲ勵行セザランカ査定用器ハ封セラレ自然營業ノ中止ニ逢ヒ當業者ノ最モ有利ナル副業養豚ノ飼料タル酒粕絶エルヲ以テ預金セシガ為メニ製品ヲ売り急グ結果勢ヒ酒価ノ強調ヲ保ツ事能ハザルノミナラズヤマモスレバ乱売ニ流レ為メニ一般當業者ニモ累ヲ及ボシ殊ニ原料品ノ仕入レ等ニモ円滑ヲ欠キ益々事業不振ニ陥リ斯業ノ發展ヲ阻害スル事鮮ナラズ殊ニ

酒造業者ハ稅法上一定期間預金ヲ無利息ニテ預ル恩典ニ浴シ之ノ税金ヲ運用シ各自ノ發展ニ資スル事多大ナルモノアルニ係ラズ強制的ニ低利ナル當座預金ニアテラレ當業者益々困憊ヲ感シ爾來數回ニ渡リ那覇稅務署ニ陳情致シ候が同署ニ於テハ當業者ノ資産状態薄弱ナルヲ以テ止ムヲ得ザル処置ニ出デタルモノニシテ當業者ニシテ税金ノ全額ニ對スル保証物ヲ提供スルニ非ラザレバ廢止シ難シトノ事ナルニ現當局ノ保証物ノ評価ニ於テ酷ニ過ギル感ナキ能ハザルモノアリタトイ一般同様ニ評價スルトモ一二ノ滞納者ノ為メ多数ノ當業者ヲ犠牲ニ供シ全額担保ヲ課スルハ取り締上甚ダ嚴ニ過ギ其ノ結果果業ノ衰退ヲ招ク事ト存シ候滞納ノ恐アル營業者又ハ保証物ナキ當業者ハ預金ノ方法ヲトラルルモ致シ方ナシトスルモ之レハホンノ少数ニ非ラザルカト思考致シ候が當局ニ於テハ陳情ノ為メ反ツテ其ノ誠意ヲ疑ハルルガ如キ態度ニ出デル状態ナレバ此際特別ノ御詮議ヲ以テ該二重担保制ニ等シキ特別制度タル納稅準備預金制度ノ御撤廃方ヲ總會ノ決議ヲ以テ謹シテ懇願候也

昭和六年六月

琉球泡盛酒造組合長 島袋寛敏

沖繩県酒造組合員

- 沖繩県酒造組合聯合會
- 那覇市通堂通二ノ二八 石川 達 篤
 - 首里市鳥堀町一ノ二九 玉那覇 精 一
 - 那覇市垣花町二ノ五三 玉 那 覇 弘
 - 沖繩酒造組合
 - 那覇市久茂地町二ノ七七 大 城 昌 貞
 - “ 牧志町二ノ一 宮 城 龜 寿
 - “ 垣花町一ノ二四 仲 村 清 榮
 - “ 垣花町二ノ七 津 波 古 充 章
 - “ 下泉町二ノ九五 城 間 宏 起

- “ 前島町二ノ一六五 有 銘 マカト
- “ 高橋町一ノ二二 伊 佐 真 和
- “ 若狭町一ノ一八 新 里 康 信
- “ 二ノ二 新 里 康 昌
- “ 前島町一ノ一〇七 糸 数 元 英
- “ 垣花町二ノ四 当 間 重 民
- “ 山下町一ノ三 知 念 績 正
- “ 松山町一ノ四一 新 里 康 毅
- “ 上泉町一ノ四八 神 元 繁 宜
- “ 首里市金城町二ノ三〇 宮 城 ムタル
- “ 二ノ三五 比 嘉 重 賢
- “ 二ノ八二 新 垣 芳 盛
- “ 三ノ七八 新 垣 恒 敬
- “ 崎山町一ノ三五 佐 久 本 政 敦
- “ 崎山町一ノ三一 島 袋 ツル
- “ 一ノ三〇 喜 舍 場 朝 賢
- “ 一ノ六四 宮 城 清 睦
- “ 一ノ一八 西 平 ツル
- “ 一ノ二一 喜 舍 場 朝 久
- “ 一ノ三〇 赤 田 町一ノ三〇 照 屋 寛 忠
- “ 一ノ三〇 城 間 宏 佳
- “ 一ノ三七 石 川 達 康
- “ 一ノ三九 玉 那 覇 有 健
- “ 二ノ二八 宮 城 能 宏
- “ 二ノ一七 与 那 嶺 真 淳
- “ 崎山町二ノ六 当 真 嗣 純
- “ 二ノ六 佐 久 本 政 良
- “ 二ノ二〇 喜 屋 武 幸 誠
- “ 一ノ四三 玉 那 覇 有 義
- “ 一ノ五〇 大 城 昌 松
- “ 二ノ二〇 比 嘉 昌 広
- “ 三ノ四五 湧 福 國 安 榮
- “ 三ノ四六 瀬 底 ツル
- “ 二ノ三 幸 地 龜
- “ 二ノ三三 德 村 政 輝

- “ 一ノ三八 宮 城 牛
- “ 赤田町一ノ一九 幸 地 庸 昭
- “ 崎山町三ノ一 喜 屋 武 幸 俊
- “ 三ノ六 島 袋 寛 昌
- “ 三ノ二 桑 江 良 和
- “ 鳥堀町一ノ三二 玉 那 覇 有 功
- “ 二ノ二〇 伊 波 盛 規
- “ 崎山町一ノ九 川 上 幸 得
- “ 二ノ一三 城 間 得 明
- “ 二ノ一 城 間 政 良
- “ 二ノ六三 崎 屋 孚 錦
- “ 二ノ四〇 玉 那 覇 山 起 松
- “ 当蔵町二ノ一二 宮 城 康 太 郎
- “ 崎山町二ノ一二 宮 平 盛 喜
- “ 赤田町一ノ四九 識 名 良 仁
- “ 鳥堀町一ノ一九 金 城 幸 現
- 仲宗根源和 本部町渡久地
- 屋富祖徳次郎
- 尚 謙
- 当山正堅 恩納村
- 伊豆見元永 山川町
- 嘉手川重利 西本町四丁目新嘉喜倫元方
- 山田親徳 東町
- 大城兼義 久米大通り
- 古波蔵正栄 上ノ倉通り
- 高嶺朝光 山川町

石川達篤より神山政良宛書簡

昭和十一年十二月十四日

沖繩県酒造組合聯合會長 石川 達 篤

神山政良殿

拜啓益々御清勝之段奉賀候

沖繩県酒類元 定款 売捌株式会社

昭和十一年

第一章 総 則

- 第一条 本会社ハ沖繩県酒類元売捌株式会社ト稱ス
- 第二条 本会社ハ政府ノ指定ヲ受ケ政府又ハ他ノ酒類売捌人ヨリ買受ケタル酒類ノ販賣及ビ之ニ關聯スル事業ヲ営ムヲ以テ目的トス
- 第三条 本会社ノ本店ハ沖繩県那覇市ニ置キ必要アル場合ハ株主總會ノ決議ニヨリ支店出張所又ハ販売店ヲ設置スルコトヲ得
- 第四条 本会社ノ存立期間ハ設立登記ノ日ヨリ滿拾拾年トス
- 第五条 本会社ノ公告ハ所轄登記所ノ公告スル新聞紙ニ揭示スルモノトス

第二章 資本及株式

- 第六条 本会社ノ株主ハ沖繩県内ニ於ケル泡盛製造業者ニ限ル
- 第七条 本会社ノ資本金ハ三十五万円トシ記名式ニシテ七千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ金五拾円トス
- 第八条 株金第壹回ノ払込ハ壹株ニ付キ金二十五円トシ第二回以後ハ必要ニ応ジ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 役 員

- 第十四条 新ニ株券ヲ交付ヲ請求スル者ハ新株券巻通ニ付キ金三十銭名義書換ヲ請求スル者ハ株券巻通ニ付キ金十銭手数料トシテ本会社ヘ支払フヘシ
- 第十五条 株式ノ名義書換ハ毎年四月一日ヨリ定期總會終結ノ日マデ及ビ臨時株主總會召集通知ノ日ヨリ其ノ終結ノ日迄之ヲ停止ス期間ヲ定メ株式名義ノ書換ヲ停止スルコトアルヘシ
- 但シ其ノ停止期間ハ予メ之ヲ公告ス
- 第十六条 本会社ハ取締役五名以内監査役五名以内ヲ置ク
- 第十七条 前条取締役及ビ監査役ハ株主總會ニ於テ三十株以上ヲ有スル株主中ヨリ選任ス
- 社長及事務取締役ハ取締役ノ互選ニヨリ各一名ヲ選定スルモノトス

- 第十八条 取締役ノ任期ハ三ヶ年監督役ノ任期ハ式ヶ年トス但シ再選ヲ妨ケズ
- 第十九条 取締役又ハ監督役在任中欠員ヲ生シタルトキハ臨時株主總會ヲ召集シ補欠員ヲ選任ス補欠員ノ任期ハ前任者ノ残存期間トス
- 但シ法定ノ員數ヲ欠カズ且業務ニ差支ヘナキトキハ次ノ定時總會マテ補欠選挙ヲ延期スルコトヲ得
- 第二十条 取締役及監督役ハ事務引継ギヲ終了セザル間ハ其ノ職ニ服スベシ
- 但シシノ辭任ニヨリ法定數ヲ欠キタルトキハ後任者ニ引継ヲ終了スルマデ其ノ職ニ在ルモノトス
- 第二十一条 社長ハ取締役ノ決議ヲ執行シ其ノ他会社諸般ノ事務ヲ統轄ス
- 第二十二条 取締役ハ在任中本会社ノ持株三十五株ヲ監督役ニ供託スルモノトス
- 尚該供託株券ハ退社ノ場合ト雖モ其ノ期ノ事業報告ヲ株主總會ニテ承認シタル後又ハ会社ヨリ取締役ニ對シ訴訟シタルトキハ其ノ終結シタル後ニ非ザレバ之ヲ返還セズ
- 第二十三条 取締役及監督役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ニヨリ之ヲ定ム

第四章 株主總會

- 第二十四条 株主總會ハ毎年四月之ヲ開キ臨時總會ハ必要アル毎ニ之ヲ開ク
- 第二十五条 株主總會ニ於テハ予メ株主ニ通知シタル事項ノミニ限リ之ヲ議決ス
- 但シ出席株主五分ノ四以上ノ同意アリタルトキハ此限リニアラズ
- 第二十六条 株主總會ハ三十日前各株主ニ通知書ヲ發送スベシ但シ急務ヲ要スル場合ハ此限リニアラズ
- 第二十七条 株主總會ハ株主二分ノ一以上出席シ其ノ議決權ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス
- 可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第二十八条 各株主ハ一株一唱ノ議決權ヲ有ス
- 但シ百株ヲ超ユル株式ニツイテハ十株ヲ滿ツル毎ニ其

- ノ議決權一個トス
- 第二十九条 株主總會ノ議長ハ社長之ニ當リ社長故障アル場合ハ他ノ取締役之ヲ代理ス。若シ其ノ議事取締役ノ職務上ニ関スルトキ及ビ株主ヨリ請求ノ臨時總會ニハ出席株主中ヨリ選任ス
- 第三十条 株主ハ本会社ノ株主ニ委任スルニ非ザレバ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行フ事ヲ得ズ
- 但シ親權者後見人其ノ他法定代理人ハ此限リニアラズ
- 第三十一条 株主總會ノ決議ハ決議録ニ記載シ議長及ビ出席株主署名以上選定シ署名スヘシ

第五章 附則

- 第三十二条 本会社ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月末日迄ヲ定期トシテ計算ヲシ總收入金額中ヨリ諸経費及損失金ヲ控除シタル剩餘ヲ利益トシテ左ノ通り処分ス
- 一、法定積立金利益金ノ 百分ノ五以上
- 一、役員賞与及交際費金ノ 百分ノ十以下
- 一、株主配当金
- 前項ノ規定ハ特別ノ積立ヲ為シ又ハ次期ニ繰越スコトヲ妨ケズ
- 第三十三条 本会社ノ設立費用ハ金五百円以内トシ初年度ニ於テ之ヲ償却スルモノトス
- 第三十四条 本定款ニ抵触セザル事項ニ付キテハ總テ商法株式會社ノ規定ニ依ル
- 右ノ通り定款作製シ發起人一同之ニ署名ス

第六章 契約書

沖繩県酒類元売捌株式會社
並ニ設立後ニ関スル契約書

發起人 住所 氏名

沖繩県酒類元売捌株式會社

〔8〕泡盛専売ニ関スル陳情書

昭和十一年十月七日

沖繩県酒造組合聯合會

政府ハ帝國国防上ノ見地ヨリ燃料國策トシテ無水酒精自給自足ノ方針ヲ決定セラレ、酒精及ビ燃料ヲ専売ニ移サル、コトニ相成候。コレ我カ國燃料生産ノ現状ヨリ見テ極メテ適切ナルコトニシテ且現下ノ國家情勢ヨリシテ最モ緊急ヲ要スル國策ノ一ナリト深ク賛意ヲ表スルモノニ御座候

株式引受(割當)	既住三ヶ年 間ノ平均酒 造石數	住 所	氏 名

琉球泡盛移出高組合副組合長案

江良芳より神山政良宛書簡

昭和十一年十一月十六日

拝啓時下寒冷の候益々御清穆の段奉賀候
陳者政府に於ては来年度より泡盛専売移管の御方針にてすでに発表せられた議案提案の法文其他より推せば当地に於て県外移出を以て家業とせる業者の致命的打撃を蒙る事に相成候依つて改めて陳情書を提出すると共に陳情員として副組合長伊豆味元陸氏を上京せしむる事とし昨十五日出發致し候上京の上は御拜顔の上当地事情御報告旁々御援助方御願致す事にて候間御多忙中恐縮の至りに存じ候が何卒御引見の上御指導と御援助賜り度く此段組合員一同に代り御願候也 頓首

昭和十一年十一月十六日

沖繩県那覇市西新町一―二七
琉球泡盛移出高組合
副組合長 兼 江良芳

神山政良殿

陳情書

政府ハ帝國国防上ノ見地ヨリ燃料國策トシテ無水酒精自給自足ノ方針ヲ決定セラレ、酒精及ビ燃料ヲ専売ニ移サル、コトニ相成候。コレ我カ國燃料生産ノ現状ヨリ見テ極メテ適切ナルコトニシテ且現下ノ國家情勢ヨリシテ最モ緊急ヲ要スル國策ノ一ナリト深ク賛意ヲ表スルモノニ御座候

然ルニ我等泡盛業者ハ父祖伝來之ヲ唯一ノ家業トシテ生計ヲ営ミ來リタルモノニシテ想ヒテ新業ノ過去、現在ニ及ボストキ業界ノ將來ニナホ一層ノ愛着ト関心ヲ持ツモノニ有之候

即チ泡盛ハソノ原料トシテ他ノ燃料ヨリ割高ナリ米使用セルコトト操作技術ノ幼稚ナル關係上久シキニ亘リ先進地他府県耐業界ノ圧迫ヲ受ケテ苦境ニ喘キ、政府御同情ニヨリ保護施設ニヨリテ辛ウジテ業態ヲ維持致シ居リ候トコロ本會ニ於テハ泡盛ヲ持ツ美味芳醇ノ特質ト業界ノ刷新ニヨリ是非局面ヲ打開セント企図シ、數年來幾多ノ犧牲ト努力ヲ払ヒ所屬各組合ノ統制強化ニツトメ共存共栄ノ趣意ノ下ニ極力業界ノ好転ニ目指セル結果遂ニ報イラレ今日ニ於テハ製造並販統制サレ、原料米ハ共同仕入トナリ、組合員相互扶助機關トシテノ酒造共済會ハ

沖繩県酒類元売捌株式會社

- 本会社ノ特殊性ニ鑑ミ其ノ事業目的達成ノ為メ發起人会ニ於テ左ノ通り契約ヲ締結ス
- 第一条 本会社ノ株式ハ既往三年ニ於ケル各自泡盛製造石數ニ応ジ按分ニテ引受クルモノトス(各自割當持株數ハ別紙ノ通り)
- 第二条 本会社ノ株式ハ会社設立後ト雖モ三年毎ニ重役會ニ於テ各自ノ製造石數ニヨリ持株ヲ檢討シ適宜持株ノ増減ヲ請求スルコトヲ得
- 各株主ハ前項ノ重役會ノ決議ニ服シ其ノ持株ノ増減ヲ為ス義務ヲ負フ
- 第三条 本会社ノ株主ニシテ泡盛製造業ヲ廢止シタルモノハ參拾日以内ニ其ノ株券ヲ重役會ニ提供スル義務ヲ負フ
- 第四条 本契約ニヨリ本会社ノ株券ヲ讓渡シ又ハ買受ヲ請求スルトキハ其ノ價格ハ払込金額トス
- 第五条 株金ノ払込ハ最初ノ場合ヲ除キ參週間前ニ之ヲ各株主ニ催告シ若シ株金ノ払込ヲ遲滞シタルトキハ更ニ式週間ヲ下ラザル期間内ニ之ヲ履行ス可キコトヲ催告ス可シ
- 前項ノ催告ヲ為スモ尚払込ヲ為サ、ル者ニ對シテハ重役會ハ其ノ全員ノ個人資格ニ於テ払込遲滞ノ株式ヲ現実払込額ヲ以テ株式ノ讓受ヲ請求スルコトヲ得
- 此ノ場合ニ於テハ右買受通告ト同時ニ株式ハ通告人等ニ帰屬スルモノトス
- 第六条 前條ノ規定ニヨリ株式ノ讓渡人ハ払込額以内ノ違約金ヲ賠償スル義務ヲ負フ
- 第七条 第二条ニヨリ持株ヲ減少セラレタル者又ハ第三条ニヨリ泡盛製造業ヲ廢止シタル者ニ對シ重役會ハ其ノ全員ノ個人資格ニ於テ株式払込額ヲ以テ株式ノ讓受ヲ請求スルコトヲ得
- 第五条第三項ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第八条 第五条及ビ第七条ニヨリ株式ヲ取得シタル全員ハ第一条ノ例ヲ參酌シ他ノ株主ニ對シ払込金額ヲ以テ他ノ株主ニ株式ヲ按分移轉スルコトヲ要ス
- 各株主ハ前項ノ通告ニ服スル義務ヲ負フ

設立セラレ、酒造税金ノ組合保証等モ行ハレテ、コ、ニ内部的ノ工作充實セラルル次第ニテ、延イテ県内外泡盛販売業者トノ連絡統制モ着々進メラレテ製造、移出トモ年々増大シ、銘酒泡盛ハ統制經濟ノ基礎ノ下ニ新タニソノ活路ヲ見出しシテ愈々大衆向經濟酒トシテノ特質ヲ發揮シ、砂糖ト共ニ沖繩經濟界ヲ背負フ主要産業トシテ確固タル地歩ヲ築キ業者ハ勿論沖繩當局亦沖繩産業政策上ノ見地ヨリ泡盛ノ將來ニ尚一層ノ期待ヲ希望ヲ抱キ居ル次第ニシテ此ノ時ニ當リ專賣制實施セラル、ノ報ニ接シ候タメ業界ハ極度ノ不安ニ脅エタル儀ニ御座候

勿論我等業者ハ國民トシテ重要國策ノ遂行ニ反對致スモノニ無之候へ共多數ノ組合員ガ父祖伝來ノ家計ヲ支ヘ來リタル唯一ノ事業ヲ今後如何ナル方針ノ下ニ國家ニ移管サル、カラ思慮スルベキ誠ニ心安カラザルモノ有之候

庶幾クハ我等業者ノ実情ヲ御察下サレ專賣實施相成候トモ業者ヲシテ後顧ノ憂ヒナカラシムルヤウ特別ノ御配慮賜ハリ度本會ノ要望事項並參書類相添へ此段陳情仕り候也

要 望 条 項

- 一、製造石數ハ既往ノ製造増石実績ヲ考慮ニ入レテ製造指定セラレタキコト
- 二、買上又ハ売戻價格ハ現在ノ相場ヲ斟酌シ營業採算上業界ニ不安ヲ与ヘザルヤウ考慮サレタキコト
- 三、泡盛ハ現在酒造稅法上ノ特例(沖繩県酒類出港稅)ニヨリ保護施設行ハラレラ以テ漸ク先進地ノ他府縣耐ト比肩シ業態ヲ維持シ居ルモノナレバ政府ハコレヲ考慮セラレ從來通り保護策ヲ講ゼラレタキコト、即チ沖繩全島民ノ生活程度ハ他府縣民ニ比シ低位ニアリ此等ヲ御諒察ノ上県内ニ於ケル専売價格ニ若干ノ御斟酌ヲ加エラレタシ(現行出港稅ハ一石ニ付キ拾円七拾五錢ニテコノ額ダケ県内消費者ニ安価ニ目下支給シツツアリ)
- 四、泡盛ハソノ製造ニ當リ全部米麹ヲ使用スルタメ新式其ノ他ノ燃料ニ比シ生産費割高ナル故、他府縣ニ於テ他ノ燃料ニ其ノ進路ヲ梗塞セラレザルヤウ考慮サレタキコト、尚沖繩県ニ於テ生産スル新式燃料ハ從

来通リ具外ニ於テ販売セシメラレルヤウ考慮サレタキト

五、泡盛ハ製造操作技術上硬質ノ外米ヲ使用シ居ルモノナレバ(従来ノ経験ニヨレバシヤム碎米最モ適切)政府ハ専売実施後ノ泡盛原料米ヲ成ルベク安価ト硬質米ヲ使用セシメラレルヤウ考慮セラレタキト

六、専売実施ニヨリ酒造税廃止ノ場合ハ、業者ニ適當ナル保証人又ハ保証物ヲ提供セシメ、専売実施前ノ酒造税金ヲ十ヶ年々賦分納セシメラレタキト

七、泡盛ノ元売捌ヲ沖繩酒造組合聯合会ニ御指定相成リ度シ

而シテ県内及ヒ東京、大阪ソノ他国内ノ泡盛卸商ヲ右聯合会ヲシテ指定セシムルノ特權ヲ附与サレタシ(現行各酒造家ノ取引慣習ヲ維持スルシテモ統制上元売捌ヲ聯合会ニ指定サルカ万事ニ利便アリ)

八、古來泡盛ハ慣習トシテ酒精度ヲ四十度以上四十五度迄製造シ来レルニ依リ従来通り製造度數ヲ採取セシメラレタキト

組合員數調ベ

沖繩酒造組合 七〇名

宮古酒造組合 八名

八重山酒造組合 一二名

計 九〇名

泡盛生産並具外移出状況 (年度ハ酒造年度ニヨル)

年度別 製造高 具外移出高 具内消費高

昭和六年度 三、四三石 六、四九石 一、六三三石

七年度 三、三三石 八、〇〇石 一、八三三石

八年度 三、八六石 一〇、一〇石 二、〇〇六石

九年度 三、六六石 一、〇〇石 二、一六六石

十年度 三、三五石 三、三七石 二、〇七六石

酒造共済會積立金状況

一金拾万四千百參円也

備考 昭和七年七月以降全十一年九月ニ至ル間組合員(沖繩酒造組合)ノ製造高一石ニ付金壹円ノ割ニヨル共済積立貯金ニシテ

目下勸業銀行那覇支店ニ預金セリ、原料米購入資金其他組合事業資金トシテ運用スルコトアリ

組合納税保証状況

種別 保証石數 保証金額 人員

共済會積立金 一、七三石 五、〇三円 亮人

ニヨル納税保証 四、三三 一、七〇〇 三

現金納税保証 六、一〇〇 三、六〇三 一一

計 一二、一六三 一〇、三三三 一五

備考 昭和十一年四月ヨリ全年九月ニ至ル間、沖繩酒造組合ニ於ケル保証金額ナリ

財産調ベ

組合財産 金貳老、八六〇円也

内訳

土地 八、三〇円 建物 五、〇〇円 泡盛貯蔵タンク 二、六〇円 備品其他 二、〇〇円 積立金 二、三〇円

〔9〕酒造税延納陳情書

沖繩県酒造組合聯合会

昭和十一年十月十九日

沖繩県酒造組合聯合会會長 石川 逢 篤

全副會長 玉那覇 精一

沖繩酒造組合長 佐久本 政良

全評議員 徳村 政輝

全評議員 伊波 盛規

全主事 花城 清用

酒造税延納陳情書

政府ニ於テハ今回焼酎専売相成リ泡盛モ之ニ包含サルコトニ相成候トコロ焼酎専売ノ実施ニヨリ酒造税廃止ナリ専売實施前ノ酒造税金ヲ現行法規ニヨル納期ニ徴収サル、コトニ相成ル場合我々泡盛業者ハ營業上致命的打撃ヲ受ケ業態ヲ順調ニ維持スルコトハ到底困難ナルコト、推測致サレ候

〔10〕泡盛専売に際し失業する仲買業者に關する陳情書

琉球泡盛移出商組合

昭和十一年十二月四日

琉球泡盛移出商組合長 桑 江 良 芳

陳情書

本年十一月三十日付を以て当組合、前組合長木村義雄氏より泡盛専売に際し仲買業者に關する陳情書提出致し私等業者の業態と立場に付き陳情申し上げ候が其後政府に於かせられては具下の製造者を一団とする会社をして販売せしめ且つ又私等の從來の大取引地たる東京、大阪へは売捌所を御指定相成る事に御内定の事と候間仕り候斯る業態と相成候時は当然私等仲買業者は失業する事と存じ候

沖繩県に於ける泡盛仲買業者は他県とその趣を異にし製造元より買取り、各自營業所に運搬し商品化する為め濾過し容器に詰め出港税を納付し複雑なる手数を惜まず他の庇護を受けたる事なく各自自力に依り販路を開拓せるものにて昨年組合員の總移出高三、三三石余に上る盛況を見今後益々躍進せんとする状況にて候、斯る時に際し専売實施に會ひ業態全く一変せんか失業の悲運に漕過すると同時に多年の慣習上、貸取引にて此等の回収全く不能に陥り、致命的打撃を蒙るに至る可く候間実情御調査の上相當の補償金御下付相成る様此の段陳情候也

〔11〕陳情書

沖繩県酒造組合聯合会

昭和十一年十二月

泡盛専売に關する陳情書

今日政府が焼酎専売御施行相成るについで沖繩特産の泡盛には特例御設定相成り特に酒精度數四十度以上四十五度御許容相成る趣伝承仕り、全沖繩酒造家並に具内外の泡盛販賣業者一同感激し、専売制の下更に精進し、泡盛の品質向上と販路擴張に相励む心組に候、而して元売捌は沖繩酒造家をもつて組織する沖繩県酒類株式会社を御指定被下度く、東京、大阪の如き大消費地には右の支店を設置し、支店組織者は従来よりの泡盛卸し専門業に従事せる別紙の者等へ御指定相成るやう御考慮被下度く候而して沖繩元売捌と分離し、東京、大阪に泡盛元売捌を

設置さるゝの議も有之やに拜聞致し候ふが、東京、大阪に各独立の元売捌を設置の場合、地元沖繩の金融經濟界に打撃を与ふるに非ずやと憂慮有之候、即ち現在泡盛の売り上げ價格は東京、大阪各年額六十万円都合百二十万円に達し、右は何れも沖繩へ送金し具經濟界を潤はし居り候、若し東京、大阪に各独立の元売捌設置され、政府直接に御売渡し相成る場合は泡盛買受け代金は東京、大阪専売局納入と成り、地元沖繩へ流入杜絶する結果と相成るべく、斯くては孤島沖繩の金融經濟界は甚大な打撃を蒙る筈に候へばその点御考慮被下候ふて東京、大阪に元売捌御指定相成り候ふも泡盛現品は沖繩元売捌より配送し依然買受け代金は沖繩に流入する事現状の儘とし、もつて沖繩經濟界に影響を来たさざるやう特別の御配慮被下度く奉懇願候也

昭和十一年十二月 日

沖繩県酒造組合聯合会副組合長 玉那覇 精一

沖繩県酒造組合聯合会評議員

沖繩県首里市鳥堀町二ノ三三 徳村 政輝

沖繩県首里市鳥堀町二ノ一〇 伊波 盛規

沖繩県本所区千歳町三ノ三一九 平敷 安用

沖繩県本所区千歳町三ノ三一九 川村 禎二

沖繩県本所区千歳町三ノ三一九 仲本 宗厚

沖繩県本所区千歳町三ノ三一九 宮城 清

沖繩県本所区千歳町三ノ三一九 照屋 林仁

沖繩県本所区千歳町三ノ三一九 玉那覇 兼松

沖繩県本所区千歳町三ノ三一九 伊豆見 元永

東京市本所区東面二ノ四 桑 江 良 芳

東京市本所区東面二ノ四 伊勢村 栄三郎

東京市本所区東面二ノ四 植田 源次

東京市本所区東面二ノ四 松本 万之助

東京市本所区東面二ノ四 玉那覇 常陸

東京市本所区東面二ノ四 大城 清孝

東京市本所区東面二ノ四 勢理客 盛龜

東京市本所区東面二ノ四 吉川 肇修

東京市本所区東面二ノ四 山城 興善

東京市本所区東面二ノ四 桑 江 良 芳

東京市本所区東面二ノ四 平敷 安用

東京市本所区東面二ノ四 川村 禎二

東京市本所区東面二ノ四 仲本 宗厚

東京市本所区東面二ノ四 宮城 清

東京市本所区東面二ノ四 照屋 林仁

東京市本所区東面二ノ四 玉那覇 兼松

東京市本所区東面二ノ四 伊豆見 元永

東京市本所区東面二ノ四 桑 江 良 芳

東京市本所区東面二ノ四 伊勢村 栄三郎

東京市本所区東面二ノ四 植田 源次

東京市本所区東面二ノ四 松本 万之助

東京市本所区東面二ノ四 玉那覇 常陸

東京市本所区東面二ノ四 大城 清孝

東京市本所区東面二ノ四 勢理客 盛龜

東京市本所区東面二ノ四 吉川 肇修

東京市本所区東面二ノ四 山城 興善

東京市本所区東面二ノ四 桑 江 良 芳

東京市本所区東面二ノ四 平敷 安用

東京市本所区東面二ノ四 川村 禎二

東京市本所区東面二ノ四 仲本 宗厚

東京市本所区東面二ノ四 宮城 清

東京市本所区東面二ノ四 照屋 林仁

東京市本所区東面二ノ四 玉那覇 兼松

東京市本所区東面二ノ四 伊豆見 元永

東京市本所区東面二ノ四 桑 江 良 芳

東京市本所区東面二ノ四 伊勢村 栄三郎

東京市本所区東面二ノ四 植田 源次

東京市本所区東面二ノ四 松本 万之助

東京市本所区東面二ノ四 玉那覇 常陸

東京市本所区東面二ノ四 大城 清孝

東京市本所区東面二ノ四 勢理客 盛龜

東京市本所区東面二ノ四 吉川 肇修

東京市本所区東面二ノ四 山城 興善

東京市本所区東面二ノ四 桑 江 良 芳

東京市本所区東面二ノ四 平敷 安用

東京市本所区東面二ノ四 川村 禎二

東京市本所区東面二ノ四 仲本 宗厚

東京市本所区東面二ノ四 宮城 清

東京市本所区東面二ノ四 照屋 林仁

東京市本所区東面二ノ四 玉那覇 兼松

東京市本所区東面二ノ四 伊豆見 元永

官城盛亮	四九〇、〇七五	四九八、八八五	四九八、三三六	一、四三七、二四五	四九八、〇七五
西平ツル	二四九、三三三	三三七、九九〇	三三三、〇〇六	八七九、〇九六	二四九、三三三
喜金場朝久	四四四、〇一八	四二二、〇一九	四四八、〇三三	一、二二六、〇〇〇	四四四、〇一八
照屋寛忠	三三三、〇四三	三六八、〇六六	三三九、〇七七	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
城間宏佳	二六八、〇三三	二六八、〇三三	二六八、〇三三	一、二二六、〇〇〇	二六八、〇三三
石川逢常	二六八、〇三三	二六八、〇三三	二六八、〇三三	一、二二六、〇〇〇	二六八、〇三三
玉那覇有健	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
宮城能宏	四四四、〇一八	四四四、〇一八	四四四、〇一八	一、二二六、〇〇〇	四四四、〇一八
与那嶺真淳	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
幸地庸昭	四二二、〇一九	四二二、〇一九	四二二、〇一九	一、二二六、〇〇〇	四二二、〇一九
喜屋武幸俊	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
島袋寛昌	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
桑江良和	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
玉那覇精一	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
玉那覇有功	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
伊波盛規	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
川上幸得	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
城間得明	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
城間政良	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
照屋孚錦	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
当真嗣純	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
佐久本政良	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
喜屋武幸誠	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
玉那覇有義	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三

大城松	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
比嘉昌広	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
湧稲国安栄	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
瀬底ツル	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
幸地聰	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
徳村政輝	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
宮城牛	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
崎山起松	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
玉那覇山戸	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
宮城康太郎	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
宮城安栄	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
知念清規	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
宮平良喜	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
識名盛仁	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
金城幸現	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
首里市計	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
南陽酒造株式会社	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
神村盛英	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
新垣寛栄	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
玉那覇朝明	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
喜屋武幸章	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
津嘉山朝保	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
玉那覇実信	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三
屋比久松	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、二二六、〇〇〇	三三三、〇四三

酒造氏名	一一年度	一二年度	一三年度	合計	平均
大城昌貞	四九八、〇七五	四九八、〇七五	四九八、〇七五	一、四九四、〇二五	四九八、〇七五
官城亀寿	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、〇〇〇、〇二九	三三三、〇四三
仲村清栄	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、〇〇〇、〇二九	三三三、〇四三
津波古充章	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、〇〇〇、〇二九	三三三、〇四三
城間宏起	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、〇〇〇、〇二九	三三三、〇四三
有銘マカト	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、〇〇〇、〇二九	三三三、〇四三
石川逢篤	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、〇〇〇、〇二九	三三三、〇四三
伊佐真和	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、〇〇〇、〇二九	三三三、〇四三
新里康昌	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、〇〇〇、〇二九	三三三、〇四三
新里康信	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、〇〇〇、〇二九	三三三、〇四三
糸数元英	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、〇〇〇、〇二九	三三三、〇四三
当間重民	三三三、〇四三	三三三、〇四三	三三三、〇四三	一、〇〇〇、〇二九	三三三、〇四三

知念績正	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
新里康毅	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
神元繁宣	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
宮城安得	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
那覇市計	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
宮城ムタル	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
比嘉重賢	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
新垣芳盛	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
新垣恒敬	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
佐久本政教	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
島袋ツル	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
喜金場朝賢	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五
豊里友清	四三三、〇七五	四三三、〇七五	四三三、〇七五	一、三〇〇、〇二五	四三三、〇七五

全 上 桑江夢麟
 全 上 伊勢村 栄三郎
 全 上 植田源次
 全 上 松本万之助
 全 上 玉那覇 常陸
 全 上 大城 清孝
 全 上 勢理客 盛亀
 全 上 吉川 肇修

大阪南区監町二ノ二六
 大阪市南区八幡屋電町二ノ三六三
 桑江良芳
 沖繩県酒造組合聯合会
 石川逢篤 謹啓
 昭和十二年一月 日
 沖繩県酒造組合聯合会
 泡盛収納価格ニ関スル陳情書
 泡盛収納価格ニ関シテハ旧臘十二月二十四日陳情員等専
 売局販売課長ニ面接ノ際石当リ三十度換算ニテ(公課
 及器具機械減価償却費ヲ含マズ)式拾八、九円程度ト申

上候処実ハ式拾九円參拾七厘ト相成リ尚公課及減価
 償却ニ就キ慎重調査ノ結果左記ノ通り
 一、公課及組合負担金 壹円七拾七錢參厘
 一、器具機械減価償却費補充費及附帶費(建物ヲ含ム) 七拾錢六厘
 一、要スヘク候
 仍テ業者ノ実情御覽察ノ上泡盛収納価格ハ前回ノ収納内
 示価格式拾九円參拾七厘ニ右壹円七拾七錢參厘ヲ加
 算シタル額即チ參拾九円九錢ヲ壹石当リ(三十度) 収納
 價格トシテ御取計被下度此段奉懇願候也

宮古酒造組合	1,100	10	1,100	10
八重山酒造組合	1,000	10	1,000	10
全管計	2,100	20	2,100	20

製造石数	人員	製造石数	人員
100石以下	10名	100石以下	1名
100	12	100	0
200	17	100	0
300	11	100	0
400	11	100	0
500	11	100	0
600	11	100	0
700	11	100	0
800	11	100	0
900	11	100	0
合計	0	0	0

〔14〕 泡盛減石ニ対スル特別取扱ヒ陳情書

沖繩県酒造組合聯合会

昭和十四年十二月十一日

沖繩県酒造組合聯合会 石川 篤 篤

泡盛減石ニ対スル特別取扱ヒ陳情

酒造組合中央会ニテハ九月十六日開催ノ評議員会ニ於テ昭和十四年度ニ於ケル酒類生産ノ配分方法ヲ改正シ政府へ認可手續中ニ有之候処之ニ依レバ泡盛モ二割五分

減石スルコトニ相成居候然ルニ泡盛ノ二割五分減ハ沖繩県酒造業ノ根柢ヲ覆シソノ将来ニ致命ノ打撃ヲ与フルノミナラズ沖繩県経済ハモ波及スルトコト多大ナリ

依而泡盛ニ対シテハ減石ヲ行ハズ前年実績程度ノ製造高ヲ容認相成度別紙理由書相添ヘ陳情候也

理由書

一、沖繩県泡盛業ハ全国ノ業界ニ魁ケ昭和七年以来之ヲ統制シ殊ニ生産並販売ニ対シテハ那覇稅務署トモ協力シ極度ノ制限ヲ行ヒ来リシ為自由競争ニ依ル倒産者ノ続出ハ防止セラレ、爾來逐年業界発展シ昭和十二年ニハ酒造組合中央会ヨリ統制ノ先鞭ヲツケタル模範団体ナリトシテ全国ノ酒造組合ヘ其ノ組織内容ヲ推奨サレタリ

之組合員ガヨク強制制限ニ服従シ来リタル結果ニシテ組合員ハ今去ル約八年前ヨリ既ニ生産ノ拘束ヲ受ケタリ、然ルニ今回ノ改正ハ全国ノ減石方針ナリトハイヘ之ヲ一率ニ沖繩県ニモ適用スル事ハ全ク二重制限ヲ與フル形トナリ、他ニ率先シテ生産制限ヲ実施セル事ガガハツテ禍シ、自滅ヲ招来スル結果トハナレリ

之統制ノ公平ヲ欠キ矛盾モ甚ダシキ事ナルヲ以テ、今回ハ特種ノ事情

二、泡盛一ヶ年ノ生産高ハ全県下ノ業者ヲ以テ僅々三万六千石ナリ、以テ個々ノ泡盛業者ノ小規模ニシテ資力又薄弱ナル事他県酒造業者ト到底比肩スベカラザルヲ知ルベシスル状態ニシテ二割五分ヲ減石セバ全業者ノ七、八割ハ直ニ酒造税金ニ窮スベク、現ニ早クモ来ル二月三月ノ酒造稅納付ヲ苦ニスルモノ多数アリ

コレ泡盛業ニ対スル酒造稅額百八十万円ノ徵稅方

面ヨリ見ルモ慎重考慮スベキコトニシテ、茲ニ特別ノ御詮議ヲ賜ハリ、泡盛業ヲ生カシ且稅源ヲモ極養サル、ヤウ御取計ヒテフ次第ナリ

三、泡盛ハソノ品質及ビ風味ノ向上ト共ニ県外ニ於テハ最モ優秀ナル經濟飲料トシテ聲價ヲ博シ、最近ニ於テハ洋酒代用品トシテ進出シツ、アリ、カク泡盛ガ県外市場ノ聲價獲得ヲナス迄ニハ組合及ビ東京大阪中心トスル販売商人等ノ十数年ニ亘ル苦心ノ努力アリ

若シ今ニ割五分ヲ減石セバ移出減少ニヨル声價失墜ヲ招ク虞レアルノミナラズ泡盛販売ノ專業トスル幾多県外販売商人等ノ生活ヲモ脅カスコト、ナル故ニ特別ナル御配慮ヲ乞フ次第ナリ

四、泡盛ハ黒糖ニ次ギ沖繩県第二ノ重要物産ナルヲ以テ県内ニハ關係従業員、小売商人、移出商人等之ニヨリ生計ヲ維持スルモノ多ク且豚飼料トシテノ泡盛酒粕利用ハ沖繩ノ養豚業振興ニ多大ノ貢獻ヲナセルモノニシテ、今泡盛ノ大減石ヲ受クルコトハコレ等關係業者十數万人ノ生活ニ迄、直接影響ヲ与ヘ、軍需産業、代用産業ナキ沖繩県民ニ不安動揺ヲ与フル結果トナル

故ニ沖繩県内ニ於ケル泡盛業ノ事情ニツキテ御賢察ヲ乞フ次第ナリ

五、今回ノ酒類減石ハ食糧米ノ節米關係ニ基ヅクモノト思惟ス、然ルニ泡盛ハ輸入米ノタイ碎米ヲ主要原料トシテ使用セルモノナレバ食糧問題ニハ影響セザルモノト存ゼラル、モ、今後ハ組合員一同益々協力シテ困難ニ沿ヒ二割五分減石ニ相当スル分ノ泡盛原料ヲ粟、芋等ニヨリ補充シ、以テ政府ノ節米対策ニ順応スル覚悟ナリ

何卒事情御諒察ノ上特別ナル御取扱ヲ以テ泡盛ノ減石ヲ行ハザルヤウ懇願スル次第ナリ

〔15〕 泡盛減石ニ対スル特別取扱ヒ陳情書 附屬表

陳情要旨

- 一、現在東京ノ泡盛専門ノ卸商ハ沖繩県酒造組合聯合会ヲ以テ組織スル元売捌ノ指定商トシ直接元売捌ヨリ購入セシメラル、様取計ハレタキコト
- 二、東京ニ特ニ配給機關ノ設置ヲ必要トスルトキハ既得權益尊重ノ趣旨ニテ前項指定商ヲシテ該機關ヲ組織セシメラレタキコト
- 三、発売単位ハ現在ノ琉球燒小壺詰(一斗標準)トシ壺詰ハ之ヲ発売セラレラルコト
- 四、琉球燒ハ貯藏中品質ヲ向上スルノ効果アリ、尚外觀上特殊酒タル印象ヲ標示スルノ得点アリ
- 五、容量ヲ一斗標準ニセバ大壺ニ比シ運搬輸送上輕便ナリ
- 六、若シ壺詰ヲ発売セラレレバ現在ノ小売業者(居酒屋式)ノ營業ニ支障ヲ来ス虞アリ
- 七、泡盛ノ酒精度ハ四十度以上四十五度迄トセラレタキコト
- 八、泡盛ハ酒精度四十度以上ニシテ独特ノ香味ヲ玩味スルヲ得ベク若シ度數低下スレバ其特質ヲ失フニ至ル之レ沖繩県物産検査規則ニテ特ニ泡盛ト燒酎ヲ區別シ標準度數ヲ規定セル所以ナリ
- 九、泡盛ノ價格ハ現在ノ相場及消費者ノ立場ヲ御考慮ニ入レテ決定セラレタキコト
- 十、琉球泡盛ハ近年著シキ發展ヲ示シツツアリト、清酒其他ニ比シ未ダ中流以上ノ社会ニ普及セス、且ツ其消費ノ殆ド全部ハ泡盛専門ノ居酒屋式小売店ニ於テナサレツツアリ、從テ價格ノ決定ニハ之等兩者ノ立場ヲ充分御考慮ニ入レラルルヲ絶対ニ必要トス(別紙、資料御参照)
- 十一、泡盛ニハ特ニ琉球泡盛ノ名称ヲ附セラレタキコト
- 十二、琉球泡盛ハ古來特殊ノ酒トシテ認メラレ現ニ沖繩県物産検査規則ニハ燒酎ト泡盛ヲ區別シ且ツ県外消費地ニ於テモ一般燒酎ト區別セララルガ故ニ其ノ名稱

〔16〕 琉球泡盛専売ニ関スル陳情書

東京琉球泡盛商組合

昭和十一年十月

琉球泡盛専売ニ関スル陳情書

今般政府ニ於カセラレテハ燒酎専売制施行方針ノ趣發表セラレ琉球泡盛モ之ニ包含セララル由ニ伝聞致候。抑琉球泡盛ハ特殊酒トシテ古クハ徳川將軍家並ニ諸大名ニ献上セラレ爾來中央ニ進出愛用セラレシカ一般大衆ニ均霑セズ、明治中期ニ至リ東京市内ニ店舖ヲ構ヘ商品トシテ販売スルモノ出現スルニ至リシモ其ノ數僅カニ數人ヲ出ズ漸ク昭和五年頃ヨリ逐年増加シタルニヨリ組合設立ノ必要ヲ認メ同年二月専門業者相寄りテ東京琉球泡盛商組合ノ結成ヲ見ルニ至レリ。爾來組合員相結束シテ販路開拓ニ涙グマシキ努力ヲ払ヒタル結果昭和元年東京移入高僅カニ二百數石ナリシガ同年ニハ突ニ五千石ニ達セントスル盛況ニ有之候

斯クノ如ク躍進的激増ヲ来シタルハ之レ販売ノ第一線ニ立ツ當組合員ノ奮闘努力ノ結果ニ有之候、其努力ハ今日漸ク酬ヒラレ生活ノ安定ヲ見ムトスルニ際シ突如専売制實施ノ報ハ業界ニ一大不安ヲ与ヘ恟々タル有様ニ有之候就テハ何卒右ノ事情御諒察ノ上特別ノ御配慮ヲ以テ別紙陳情要旨ニ基キ立案ナシ下サレ度謹ミテ陳情候也

昭和十一年十月 日

東京琉球泡盛商組合 印

- 幹事 金城 時 男
- 同 宜 保 友 厚
- 同 照 屋 林 仁
- 同 上 里 參 治
- 同 玉 那 兼 松
- 同 宮 城 清
- 同 平 敷 安 用
- 同 川 村 禎 二
- 相談役 川 村 禎 二

第一表 昭和十一年、十二年、酒造年度各組合員最高石數調

署名	場數	査定石數	同上ノ三〇度換算石數
那覇	六	三、九六二	四、七三〇
國頭	四	一、五七三	二、三三〇
岩古	八	三、二七〇	四、七三〇
八重山	二	一、一五九	一、八〇九
計	二〇	一〇、九六四	一五、三〇〇

第二表 泡盛使用原料調

第一組 酒造組合中央会第二回決議ニヨル碎米使用量	基本石數	同上ニ對スル使用量
(基本石數昭和十三年)	同上ニ對スル使用量	同上ニ對スル使用量
酒造年度ニ於ケル各組合員ノ最高製成(度換算)	碎米數量	碎米數量
(三〇度換算)	三〇度換算	三〇度換算
三、二七〇石	三、二七〇石	三、二七〇石

第三表 陳情案ニヨル原料使用數量

製造方法区分	製造セントスル泡盛石數	同上ニ對スル原料所要數量
在来ノ泡盛	三、二七〇石	三、二七〇石
米ト粟ノ混合盛	三、二七〇石	三、二七〇石
計	六、五四〇石	六、五四〇石

備考 一、米ト粟ノ混合泡盛ノ原料使用割合ハ米四割七分八厘粟五割二分二厘トス

ハ特ニ「琉球泡盛」ノ四字ノミヲ使用セラレタキコト
 七、現在ノ小売商（居酒屋式）ハ従来通り自由販売ナシ
 得ル様考慮セラレタキコト

〔17〕参考資料

沖繩県物産販売東京事務所ニ於ケル泡盛燻詰販売値段

一合燻詰	式拾八錢也
二合燻詰	五拾錢也
四合燻詰	九拾五錢也
一升燻詰	式円參拾錢也
東京泡盛移入高調	
昭和元年	二〇四石
昭和二年	二四一〇
昭和三年	三七九〇
昭和四年	四六〇〇
昭和五年	五二五〇
昭和六年	一、二二七〇
昭和七年	二、五二〇〇
昭和八年	三、一七五〇
昭和九年	三、四〇九〇
昭和十年	四、六一二〇
昭和十一年八月迄	三、五九八〇

東京ニ於ケル中位泡盛専門小売店一ヶ月収支計算

収入

一金一六〇〇〇五錢也	（仕入原価金八二四五〇〇錢差引金七四四五五錢は利益率四割八分五厘に當る）
一斗	升詰六壺六斗六升ニ對シ欠減一斗三合トシテ正味六斗四升二勺、総売上高（コップ一杯一〇錢売、一升ニツキニ五杯ノ割）客一名平均一五錢一日三六名
金五円三三錢強	
一金九円〇〇錢也	

小料理利益一日三十錢ノ割
 計金一六九円〇五錢也

支出

一金八二円五〇錢也	一斗当仕入原価金一二四五〇錢替六斗六升代
一金二五円〇〇錢也	家賃
一金一〇円八〇錢也	御通シモノ代客一名一錢一日三十六名ノ割
一金五円〇〇錢也	電燈料金
一金三円〇〇錢也	ガス料金
一金四円〇〇錢也	薪炭及水代
一金〇円九三錢也	水道料金
一金一円四〇錢也	税金
一金〇円五〇錢也	町会費
一金〇円四〇錢也	組合費
一金一円〇〇錢也	新聞代
一金〇円八五錢也	箸及楊子代
一金一〇〇〇円也	其他諸雜費
計金一三六円三三錢也	
差引金三二、六七錢也	生活費及使用人給金

東京ニ於ケル酒類小売店ノ各酒別利益率表

泡盛	壹式円五〇錢	式四円式錢	四割八分五厘
ウキスキー	壹壹円七〇錢	四壹円七〇錢	七割五分
焼酎	九四〇〇錢也	式參円〇七錢也	六割五分

〔18〕琉球泡盛専売ニ関スル陳情書

東京琉球泡盛商組合

昭和十一年十月

琉球泡盛専売ニ関スル陳情書

今般政府ニ於カセラレテハ焼酎専売制施行方針ノ趣發表セラレ琉球泡盛モ之ニ包含セララルル由ニ伝聞致候。抑琉

球泡盛ハ特殊酒トシテ古クハ徳川將軍家並ニ諸大名ニ献上セラレ爾來中央ニ進出愛用セラレシカ一般大衆ニ均落セズ、明治中期ニ至リ東京市内ニ店舗ヲ構ヘ商品トシテ販売スルモノ出現スルニ至リシモ其ノ數僅カニ數人ヲ出ズ漸ク昭和五年頃ヨリ逐年増加シタルニヨリ組合設立ノ必要ヲ認メ同年二月専門業者相寄りテ東京琉球泡盛商組合ノ結成ヲ見ルニ至レリ。爾來組合員相結束シテ販路開拓ニ涙クマシキ努力ヲ払ヒタル結果昭和元年東京移入高僅カニ二百數石ナリシカ同年ニハ実ニ五千石ニ達セントスル盛況ニ有之候。

斯クノ如ク躍進的激増ヲ來シタルハ之レ販売ノ第一線ニ立ツ當組合員ノ奮闘努力ノ結果ニ有之候、其努力ハ今日漸ク酬ヒラレ生活ノ安定ヲ見ムトスルニ際シ突如専売制實施ノ報ハ業界ニ一大不安ヲ与ヘ恟々タル有様ニ有之候就テハ何卒右ノ実情御察察ノ上特別ノ御諒議ヲ以テ別紙陳情要旨ニ基キ立案ナシ下サレ度謹ミテ陳情候也

昭和十一年十月 日

東京琉球泡盛商組合

幹事	上里 參治
同	宮城 清
同	平敷 安用
同	金城 時男
同	比嘉 林繁
同	玉那覇 兼松
同	相談役 川村 禎二

陳情要旨

一、東京市ニ元売捌所ヲ設置セラレタキコト
 東京市ハ泡盛ノ消費量ニ於テ地元沖繩ニ次ク重要地区ニシテ現ニ一ヶ年五千石ニ達セントシ、尚逐年激増シツツアルヲ以テ元売捌所ヲ設置スルモノ要アリ斯クテ生産者元売捌所小売人ト取引ハ合理化サレ且円満ニ行ハル、現在ノ小売店ハ何レモ資本僅少ニシテ一本買（一斗入小壺）ニテ取引セルヲ以テ若シ東京市ニ元売捌所ナキ時ハ之レニ代ル機關ヲ設置セザル可カラザルニ依リ實質上二重ノ元売捌所ヲ經ル事

ニナリ其結果ハ取引ヲ複雑化スルト共ニ費用ノ増嵩ヲ來シ延イテハ消費者ノ負担ヲ加重ス
 二、元売捌ハ現在ノ泡盛専門ノ卸業者ヲ一丸トスル一機關ニ指定セラレタキコト
 東京市ニ元売捌所ヲ設置セラレバ現在在産地ノ釀造者ヨリ直接購入シ之レヲ東京市内ノ小売業者ニ一本宛配達スル泡盛専門卸業者ハ自然生業ヲ失フニ依リ失業防止策ト既得權益尊重ノ趣旨ニ基キ当然現在ノ専門業者ヲ以テ組織スル一機關ヲ元売捌所ニ指定サルヲ妥當ト信ス
 三、現在泡盛専門小売業者ニ限リ小売人ニ指定セラレタキコト
 泡盛専門小売業者ハ総ベテ普通ノ居酒屋ト異リ他酒類ヲ取扱ハズ飲食店営業許可ノ下ニ泡盛ノみの計リ売及燻詰並ニコップ売ヲナシツツ生計ヲ営メルニヨリ卸業者同様に小売人ニ指定スルヲ妥當ト信ス
 四、発売単位ハ現在ノ琉球焼小壺詰（一斗標準）トシ燻詰ハ之ヲ発売セラレザルコト
 琉球焼小壺「一斗標準」ハ
 イ、琉球焼ハ貯蔵中品質ヲ向上スルノ効果アリ尚外額上特殊酒タル印象ヲ標示スルノ得点アリ
 ロ、容量ヲ一斗標準ニセバ大壺ニ比シ運搬輸送上輕便ニシテ取引上小売人ノ資力ニ適合ス
 ハ、若シ燻詰ヲ発売セラレバ現在ノ小売業者ノ營業ヲ侵害スルガ故ニ従来通り之レヲ小売業者ニ委スルヲ妥當トス

〔19〕請願書

昭和十一年十一月

請願書

泡盛専売實施セララルルニ當リ東京府、近県、東北各県並北海道ニ至ル地方ヘノ配給ヲ円滑ニ遂行シ萬遺漏ナキヲ期スル上ニ於テハ是非配給機關ヲ東京市ニ設置スル必要之有ト存セラレ候
 右ニ関シ沖繩県酒造組合聯合會並ニ沖繩酒造組合ニ對シ別紙ノ通り開陳仕候ニ付泡盛元売捌東京支所設置方ノ御指定ハ左記八名ニ御下命相仰キ度茲ニ謹テ連署此段奉請願候也

昭和十一年十一月 日

東京市本所区千歳町三丁目三番地ノ一九

平敷 安用

東京市深川区新大橋一丁目四番地ノ二

川村 禎二

東京市渋谷区幡ヶ谷本町三丁目六百七十九番地

仲本 宗厚

東京市神田区淡路町二丁目五番地

宮城 清

東京市目黒区上目黒二丁目千九百六十三番地

照屋 林仁

東京市深川区森下町二丁目十番地ノ二

玉那覇 兼松

泡盛元売捌所東京支所設置ニ関スル陳情書
 大感省専売局長官 荒井誠一郎殿 桑江 夢麟

東京市目黒区上目黒五丁目二千五百八十八番地	伊豆見 元 永
東京市本所区東両国二丁目四番地	桑江 夢麟
泡盛専門商	平敷 安用
同	川村 禎二
同	仲本 宗厚
同	宮城 清
同	照屋 林仁
同	玉那覇 兼松
同	伊豆見 元 永
同	桑江 夢麟
一、泡盛専売法實施ニ當リテハ配給ノ円滑ヲ期スル為メ元売捌東京支所ヲ設置セラレタキコト	
一、右元売捌東京支所ハ前記八名ノ泡盛専門卸業者ヲシテ組織セシメラレタキコト	
一、準備金 五萬圓也	
一、事務所 当分ノ間沖繩県物産東京館旋所	
一、配給範圍 東京府並ニ其ノ近県、東北地方、北海道	

右謹テ陳情候也

昭和十一年十一月 日

東京市本所区千歳町三丁目三番地ノ一九

平敷 安用

東京市深川区新大橋一丁目四番地

川村 禎二

東京市渋谷区幡ヶ谷本町三丁目六百七十九番地

仲本 宗厚

東京市神田区淡路町二丁目五番地

宮城 清

東京市目黒区上目黒二丁目千九百六十三番地

照屋 林 仁
 東京市深川区森下町二丁目十番地ノ二 玉那覇 兼松
 東京市目黒区上目黒五丁目二千五百八十八番地 伊豆見 元永
 東京市本所区東両国二丁目四番地 桑江 夢麟
 沖繩県酒造組合聯合会長 石川 逢篤殿
 同 副会長 玉那覇 精一殿
 沖繩酒造組合長 評議員 佐久本 政良殿
 同 伊波 政輝殿
 同 徳村 盛規殿
 同 伊波 清用殿
 同 徳村 清用殿
 同 伊波 清用殿

左記事由ニ該当シ最適任者ト認メタル者ヲ別記二十名中ヨリ詮衡ス
 一、相当永ク泡盛御専門ニ従事シタル者
 二、各自相当ノ資力ヲ有スル者
 三、相互信頼協力シ得ル者
 四、他ニ兼業ヲ有セサル者
 五、自昭和十年十月間泡盛小壺五百個以上移入取扱タル者
 至同十一年九月

右事由ニ依リ詮衡セラレタル者ノ中左記ハ自己ノ都合ニヨリ辞退ス
 入江 藤五郎

自昭和十年十月移入調書(沖繩物産東京幹旋所調)至同十一年九月
 個 數
 五、二二五 平敷 安用 氏 名
 四、四六〇 桑江 夢麟
 四、三四八 道 政 清次郎
 三、七〇六 丸山 ヒデ
 三、三七五 今井 商店
 三、二六〇 仲本 宗厚
 二、七〇〇 佐原 屋商店

二、〇二五 川村 楨二
 一、九九五 宮城 清
 二四〇〇(中壺) 入江 藤五郎
 九〇八 小林 国義
 七八六 玉那覇 兼松
 七五一 新垣 商店
 七五〇 太田 屋商店
 六七一 伊豆見 元永
 六五〇 川原田 商店
 六〇〇 伊藤 辰巳
 五七〇 神谷 定次郎
 五三〇 遠山 商店
 五〇五 照屋 商店

拜啓 昨日は懇々御来駕を辱ふし恐縮致候折角之御親切に對し昨晩參列深更迄御申上候処持病の神經痛に悩み帰宅後今朝迄安眠が不相叶却致候次第然に昨夜御會合の方々は皆御壯年に被爲入候得共小生一人老体の病身に對しては誠に遺憾に存候へ共小生は辭退仕候間何卒不惡御諒承の上皆様へは實合より宜敷御言伝被下御承認願上候本件は断じて他言不致候儘其点は何卒御懸念無之候様特に御願申上候
 先は取急右要件迄如此に候 敬具
 十一月一日 入江 拜

平敷 安用様 侍 史
 追て玉那覇様へは深更迄御厄介に成り失礼申上候段特に可然御伝声之程御願申上候

(20) 規約書

東京琉球泡盛商組合

規約
 第一条 本組合ハ東京琉球泡盛商組合ト称ス
 第二条 本組合ハ組合員相互ノ營業上ノ弊害ヲ矯正シ、共存共榮並親睦ヲ圖リ、以テ琉球泡盛ノ聲價ヲ發揚シ其發達ヲ期スルヲ目的トス
 第三条 本組合ハ東京市ニ於テ琉球泡盛ノ販売ヲ営ム者ヲ以テ之ヲ組織ス
 第四条 本組合ノ事務所ハ沖繩県物産販売東京幹旋所内ニ之ヲ置ク
 第五条 本組合ハ左ノ事項ヲ行フモノトス
 一、標準價格ノ協定
 二、販路ノ開拓
 三、類似品ノ壓退
 四、其他第二条ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項
 第六条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
 一、幹 事 五 名
 二、評 議 員 若干名
 三、顧問及相談役 若干名
 幹事ハ本組合ヲ代表シ其事務ヲ処理ス
 総会及評議員會ハ幹事之ヲ招集シ内一名ハ其議長トナルモノトス
 評議員ハ幹事ヲ補佐シ本組合ノ重要事務ヲ審議スルモノトス
 顧問及相談役ハ評議員ノ決議ニ依リ總會ニ於テ之ヲ推薦ス
 第七条 評議員ハ毎年定時總會ニ於テ選任シ幹事ハ同時ニ評議員會ニ於テ之ヲ選定ス
 第八条 役員ハ無報酬トス
 第九条 本組合ハ毎年八月定時總會ヲ開キ組合ノ事務ヲ報告シ議事ヲ議決ス
 總会招集ノ通知ハ議事ヲ記載シ五日前に發スルモノトス
 第十条 臨時總會ハ評議員會ノ決議ニ依リ又ハ組合員ノ過半数ノ請求ニ依リ之ヲ開ク
 第十一条 本組合ノ經費ハ組合員ノ拠出及有志ノ寄附ヲ

以テ之ヲ支弁ス
 第十二条 本組合員ハ年額金壹円貳拾錢組合費ヲ負担シ定時總會ニ於テ次年度分ヲ納入スルモノトス但シ新加入者ハ加入ト同時ニ其年度分ノ組合費ヲ納入スルモノトス組合ニ於テ納入ヲ受ケタル組合費ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返還セサルモノトス
 第十三条 本組合ノ金銭ハ總會之ヲ郵便貯金又ハ確實ナル銀行ニ預ケ置クモノトス
 第十四条 組合員ニシテ左ノ事由發生シタルトキハ脱退シタルモノト看做ス
 一、組合費ヲ怠納シ組合ヨリ請求ヲ受ケ催告期間内ニ納附ヲ爲サ、ルトキ
 二、本人ノ申出アリタルトキ
 第十五条 本組合ノ規約ニ違背シタルモノハ評議員ノ決議ニ因リ除名ス
 附 則
 第一条 最初ノ役員ハ創立總會ニ於テ之ヲ選任ス
 第二条 本組合ノ規約ハ定時總會ニ於テ出席組合員ノ過半数ノ同意ヲ得テ改正スルコトヲ得
 第三条 初年度分ノ組合費ハ創立總會ニ於テ之ヲ納入スルモノトス
 第四条 本組合員ハ家族又ハ雇人ヲシテ権利及義務ヲ代行セシムルコトヲ得

切取線
 申込書
 住 所 氏 名 印
 昭和 年 月 日

右貴組合ノ趣旨ニ賛シ入會致シ候上ハ規約恪守可致組合費相添ヘ入會申込候也
 昭和 年 月 日
 東京琉球泡盛商組合御中

東京泡盛移入高調へ

昭和元年

二〇四石

昭和二年 二四一
 昭和三年 三七九
 昭和四年 四六〇
 昭和五年 五二五
 昭和六年 一、二二七
 昭和七年 一、五二〇
 昭和八年 三、一七五
 昭和九年 三、四七五
 昭和十年 四、六一二
 昭和十一年八月迄 三、五九八
 物産検査規則(抜) 沖繩県令第九号 (大正十四年五月十六日)
 第一条 本則ニ於テ物産ト称スルハ砂糖、砂糖樽、酒及青蘆ヲ言フ
 前項ニ於テ砂糖ト称スルハ黒糖、白下糖、赤糖ヲ、砂糖樽ト称スルハ黒糖樽、白下糖樽ヲ、酒ト称スルハ泡盛、煙酎ヲ、青蘆ト称スルハ芋以テ原料トセル量表ヲ謂フ
 第六条 第五項一号
 酒精度ハ泡盛ニアリテハ四十度以上ヲ標準トシ焼酎ニ在リテハ三十五度以上トス

(21) 泡盛元売捌(又ハ支所)設置ニ関スル陳情書

東京琉球泡盛商組合

昭和十一年十二月十八日

泡盛元売捌(又ハ支所)設置ニ関スル陳情書
 今般酒精専売制ノ御発表ニ際シ当組合ヨリ十月二十二日提出致置候陳情書ニ基キ東京ニ於ケル泡盛元売捌(又ハ支所)ヲ設立致度候間左記要綱採相成度此段陳情候也

昭和十一年十二月十八日

東京琉球泡盛商組合

陳情要綱

相談役 奥 島 憲 仁
 幹 事 金城 時 男
 同 比 島 林 繁
 同 上 里 參 治
 評議員 山口 宗 治
 評議員 浦 崎 政 治
 同 伊 東 辰 巳
 組合員 川原田 歳 雄
 組合員 砂 川 泰 教
 評議員 瀬 長 カ ナ
 組合員 佐久田 昌 章

一、泡盛配給ノ円滑ヲ期スル為メ重要消費地タル東京ニ元売捌所(又ハ支所)ヲ設置セラレタキコト
 二、前項元売捌所(又ハ支所)ハ東京ニ於テ昭和十一年九月三十日ヲ基準トシテ滿二ヶ年以上泡盛卸業ニ従事シ尚ホ引続キ現在ニ至ル者ノ全員ヲ以テ組織スル株式會社ニ御指定相成度キコト
 三、前項株式會社ハ資本金ヲ拾万円トシ志株金五拾円總株數式千株トス
 四、組織者各員ノ株式割當ハ左ノ基準ニヨツテ決定スルコト
 (イ) 千株ハ卸業者全員ニ對シ現在ノ取扱高ニ比例シテ分配スルコト
 (ロ) 九百株ハ右ノ外泡盛販売ヲ本業トスル者ニ優先的ニ分配スルコト
 (ハ) 但シ分配率ハ前号(イ)同一ノ基準ニヨル
 (ニ) 百株ハ卸業ニ従事セズシテ特ニ泡盛販売業界ニ功勞アル者ニ分配ス
 (ホ) 尙受入別ニ調査シタル石數高ニヨルモノトス
 五、配給範圍ヲ愛知県以北ノ全部トス
 六、創立事務所ハ小石川区柳町二九番地奥島方東京琉球

泡盛商組合会所ニ署ク(電話小石川四七八九番)
泡盛一石生産ニ要スル該費用ト利益金計算

Table with 2 columns: 種目 (Category) and 金額 (Amount). Rows include 米代及諸経費, 倉敷料, 金, 公課及負担金, 減価償却費, 附帯費, 利益, 合計.

琉球泡盛東京普通元売捌会社設立ニ関スル陳情書

昭和十二年一月

琉球泡盛東京普通元売捌会社

琉球も盛東京普通元売捌会社設立ニ関スル陳情書

下名等ハ是迄泡盛ノ元売捌所ヲ元産地沖繩県ニ唯ダ一ツトシ東京、大阪ノ消費地ニハ其ノ支店ヲ設置スル事カ利便ナリト思料仕リ然ル可希望陳情仕リ候処其ノ後考究ノ結果泡盛普通元売捌会社経営ヲ利便ナリト思惟仕リ候

即チ巽ニ県酒造家代表三名、東京泡盛卸商八名、大阪泡盛卸商九名連名ノ陳情書ニ具陳仕リ候通リ地元沖繩ニハ泡盛總元売捌ヲ置キ東京、大阪ニ限リ泡盛卸商人ヲ株主トスル普通元売捌会社ヲ設置シ泡盛ハ沖繩元売捌会社ヨリ取引致シ度ク斯クシテ泡盛代金ハ従前通り沖繩ニ流入シ同県内ニ於ケル金融關係ニモ支障ヲ来サス且ツ依然取引ヲ続ケル事故從來ヨリ密接ナル關係ヲ有スル沖繩県酒造家トモ提携シ得テ相共ニ政府ノ専売成績ニ貢献シ得ル良策ト存セラレ候間左記要項ニ基キ東京ニ普通元売捌会社設置ヲ御認許相成度偏ニ懇願奉リ候

要項

- 一、資本金貳拾万円ノ株式会社トス
二、下記拾名ヲ会社設立ノ發起人トス
三、株主ハ昭和拾年拾月一日ヨリ同拾年九月三十日迄ニ五百本以上ノ取扱高ヲ有スル卸業者ニ限ル
四、公募株ノ内専門業者ト推選業者トノ別ヲナシ専門業者ハニ推選業者ハ一ノ割合ヲ以テ其取扱個數ヲ按分シ割当ス
五、株式割当ハ發起人ニ於テ総株數ノ三分ノ二ヲ引受ケ其三分ノ一ヲ公募株トス
六、公募株ノ内公募者ト決定セル者引受ケニ応セザル時ハ發起人ニ於テ引受ケル事
七、其ノ他ノ要項ハ専売局ノ御指示ヲ仰キ立案ス

昭和十二年一月

- 東京市本所区千歳町三ノ三 平敷 安 用 郎
東京市本所区新大橋一ノ四ノ二 川 村 禎 二 郎
東京市渋谷区幡ヶ谷本町三ノ六七九 仲 本 宗 厚 郎
東京市神田区淡路町二ノ五 宮 城 清 郎
東京市深川区森下町二ノ一〇ノ二 玉 那 覇 兼 松 郎
東京市目黒区上目黒五ノ二五八八 伊 豆 見 元 永 郎
東京市目黒区上目黒二ノ一九六三 照 屋 林 仁 郎
東京市本所区東両国二ノ四 桑 江 夢 麟 郎
東京市赤坂区青山南町六ノ九一 入 江 藤 五 郎 郎
東京市浅草区向柳原町一ノ一七 石 川 逢 亮 郎

自昭和十年十月一日
至同十一年九月三十日
東京泡盛移入高調査(沖繩県物産販売東京幹旋所調)

Table with 3 columns: 個數 (Number of units), 氏名 (Name), 個數 (Number of units). Lists names like 平敷安用, 川村禎二, etc.

(23) 御願

昭和十二年一月十四日

政府御計画中之焼酎専売制は愈々今期議會を通過せば來る四月より御施行の事と予期せられ候而して沖繩特産の泡盛の販賣機關に付ては貴下の御配慮に依り現在の沖繩酒造組合聯合会を解体して新設計画中の泡盛元売捌株式会社ニ於テ政府は元売捌を指定する、の御意向なりと伝承仕候右株式会社は沖繩全島の泡盛酒造家と県内外に於ける泡盛卸商と県内に於ける泡盛移出業者を株主とする共販会社と云ふ組織体となる模様候然る處県外に於ける泡盛配給機關に就ては未だ具体案決定無之特に東京泡盛販賣業者間に沖繩元売捌の支店論者とこれに反対し別個に株式会社を設置シ元売捌指定を受けんとする論者とに相別れ候状態に有之大蔵省専売局に於ては貴下を煩し右兩論の適、不適得失如何に就キ研究を委託されたる赴に依り下名等は熱慮研究の結果を貴下に具陳するを光榮と存し候幸ひに貴下、下名等の意向を御取の上宜しく専売局へ御伝へ被下候ふて目的貫徹するやう御尽瘁賜はり度伏して奉懇願候第一に考慮仕候候点は泡盛の廉価

販賣持續致し度キ研究に候、御承知の如く泡盛は古來の芳醇清烈なる風味以外一杯十錢と云ふ廉価売りをもちて人氣を博し以て東京に於ける泡盛五千石の販路獲得と云ふ盛況を見申し候、これ其に過去数年間に於ける飛躍的成績に候ふて、下名等の努力甲斐ありしと自負致し居り候、而して政府今回の財政改革に依る麦酒税六割、清酒税二割の増徴に依る一般酒精含有飲料物の値騰りが更に泡盛の販路拡張に屈強な機会を与へたりと存し居り候勿論専売制の下、一般焼酎と共に泡盛も約二割程度騰貴する模様候候ふも下名等は現在の泡盛小売商を奮勵しつゝ、現小売利益に左程の軒輕なき取得を挙げしめ消費者に甚だしき軋嫁せざるの方法を目前研究中に候、即ち依然泡盛の廉価売りを持續し現在の五千石を七、八千石に迄、拡大するの心構へを成し居候然り而して泡盛の廉価売りの根本としては販賣機關の単一化に依り費用の軽減を相計るに在り即ち元売捌と小売りの一元化を得策なりと思惟仕りいくつかの中間機關設置を極力相避度く、仍て一部論者の唱ふる政府直接配給に依る特設元売捌会社如きは採算上利益なしと下名等は相考へ居り候右政府直配給は地元沖繩元売捌よりの泡盛配給を拒絶するの意向にして政府自ら地元にて荷造り船積みをも敢行すせば免も角然らざる限り当地元売捌の出張店を沖繩に設置するか、或は地元委託業者を新設するか二者何れかに出でざるを得ず、この費用尠からざる額に上る可尚右直配給とせば沖繩元売捌会社は沖繩県内に於ける配給のみに限定さるゝ次第に候へば東京、大阪に於ける広告、宣伝に關心せざる故、自然宣伝費も当元売捌の負担と相成る可くこれまた多額の費用を要し申すべく右二重の費用を支弁すべく特設元売捌会社は到底採算とり得ざるものと下名等は断定致し且つ下名等も今日迄知らざる新しき負担を背負ふ訳に候ふて各自の營業經營にも一層の苦難を来たす筈にて候而して右の負担は若干現小売商に転嫁さるゝ筈にてその結果は消費者へ再転嫁となる可く斯くして泡盛廉価の趣旨と相戻り販路拡張に支障を來す事となる可く自然政府の専売成績にも累を及ぼすへしと思考仕り候故貴下に於かせられても篤と御考察

の上下政府直配に依る特設元売捌会社設置は極力排除相成るやう御配慮被下度候。政府直配に依らず泡盛の配給を沖繩元売捌会社に仰く東京元売捌株式会社説は地元配給の荷造り船積みの手數も地元会社にて引受け且つ宣伝費の如きも地元会社の負担と相成る可くこの組織は費用も多額を要せずして、經營安易なりと思惟仕り候ふも奇も株式会社として独立致し候上は其の事務費彼れ此れは独立支弁と為さるを得ずこの費用迄地元会社に負担を求め難く之亦新しき負担と相成る可く免も角現在以上の負担加重は吾々として極力避け度き所存に候のみならず下名等數年間泡盛卸し專業に従事し地元沖繩との取引上酒造家とは麗しき友情を結び相互扶持つゝ、今日に至り申し候然るに専売制施行と共に何故に酒造家との交誼を相絶ちて迄当地に元売捌を設置するの要有之候哉、故に吾々として新設沖繩元売捌会社加入し、会社を模として泡盛酒造家との交誼を続けるが人情にも相叶ひ相共に泡盛の販路拡張に従事し得るを快心事と致し居り候単に人情美のみならず販賣機關の単一化の方針に叶ひ何等新しき負担を要せざるは即ち東京に沖繩元売捌会社の支店設置が至極便利に候支店は沖繩元売捌の延長に候へば支店費用も当然元売捌会社の支弁に相成る可くも事實は右支店は左程の費用を要せずして下名等は沖繩新設会社の株主とし一面専売制の下に小売商として支店配給の泡盛を得て現在の繩張り内に於て小売に専心従事し一は政府の専売成績に貢献しつゝ、沖繩共販会社の利益を挙げ、もつて下名等の營業を安易に各自の生計を営み度く要は中間機關の設置は從らに費用を嵩むのみ候へば極力これを避け度支店設置が便利なりと思惟仕り候へば何卒支店設置方に就き専売局の諒解を得らるゝ様御尽力被下度候最初下名等支店經營に従事し度き希望致候儀も全く前述の趣旨なりしも東京同業者間に種々物議を醸し居る模様にて下名等は貴下の御勧告に従ひ支店經營問題に就いては白紙に立ち還り居り候へばこの点御含み置き被下度候但し支店經營問題のみを解消致し居り候も前述の如く業界の利便の点より飽迄支店設置を希望致し候へばこの点特に御留意相煩度候

追而専売制の下に小売商は免許制と相成り從來の卸商は小売商と相成る赴と拝承仕り候ふが右小売商の資格限定は頗る難問題を生ずる筈と思惟仕り候承れば現在の小売商の面々も貴下に嘆願しこの機会に小売商の特権を得度く希望し居る由なるも小売商の数が徒らに増加せば自然下名等卸専門業者は失業せざるも非常な苦境に陥るべく縦令政府は小売商に利益を補償致し候も現在の卸し個數を減退し商売範圍を縮小さるゝに於ては断して政府補償金にては損失を相償ひ得ざるべくこの点御賢察の上専売局の趣旨とする卸商保護方に就ては特に御考慮被下度下名等は過去数年相當の資金を投し苦闘もつて漸く今日の繩張りを獲得致し居り候へばこの繩張りを生命線として維持し度く御賢察を垂れ賜り度希望仕り候

昭和十二年一月十四日

神山政良殿

東京元売捌ヲ八名ニ指定セラレタキ理由書

- 平敷 安 用 郎
仲本 宗 厚 郎
伊豆見 元 永 郎
宮 城 清 郎
玉那覇 兼 松 郎
照 屋 林 仁 郎
川 村 禎 二 郎
桑 江 夢 麟 郎

- 一、泡盛ノ専売ハ政府始メテノ事業ニツキ吾等卸業者ハ全幅ノ協力ヲ捧ゲ、専売ノ目的ヲ達成センガタメニ同業者中年功、資力、人物等ヲ考慮シ無傷ノ者八名ヲ以テ結束セリ
二、取扱數ヲ年五百個トセルハ小売商(居酒屋式)ノ最高売上ヲ一日一本余年四百個内外ノ取扱數ハ小売商ノ程度ト見做シソレ以上ノ數ニテ小売ト共ニ生計ヲ樹ツル最低ノ卸売數ハ五百個ヲ以テ適当トス、從ツテ五百個以下ニテハ卸売商ノ資格ニシタマコノ標準數ヲ動搖サセル事ハケジメガ附カヌ事トナル
三、東京ニ於ケル元売捌人ハ泡盛専門業者ヲシテ當ラシ

メラレタキ事ハ最初ヨリノ陳情重要事項ニテ泡盛専
 門業者ハ薄利ナル泡盛ノ商売ノミヲ以テ糊口シ居ル
 モノナレバ今回専売實施セラレ泡盛業界ノ一大変革
 ニ際シ雜酒業者ノ割込等ニ依リ専門業ノ領域ヲ冒サ
 ルハ時ハ剩ヘ薄利ノ本業者ハ生活権ヲ脅カサルハ虞
 アリ。

東京泡盛卸業者 取扱数

平敷安用	五、二一五個
川村禎二	二、〇二五
仲本宗厚	三、二六〇
宮城清	一、九九五
伊豆見元	六七一
玉那覇兼松	七八六
照屋林仁	五〇五
桑江夢麟	四、四六〇

糖業関係

〔1〕黒糖白下消費税引下陳情書

大正十一年二月

黒糖白下消費税引下陳情書

沖繩県黒糖の近状

沖繩県は三百年來黒糖を以て唯一の物産とし黒糖以外何
 等の産業なしと云ふも過言にあらずして沖繩県勸業行政
 の主眼に有之黒糖業の消長は常に沖繩県農業の盛衰興亡
 に関するのみならず実に県下の全経済を左右し沖繩六十
 万生民の生命とも相成る所のものなるを以て藩制以來今
 回に至る迄凡そ糖業問題の研究施設に就ては為さざる所
 なく試みざる所なき有様に御座候然るに元來沖繩県は他
 府県に比して民度低く黒糖製造の方法幼稚なるを以て従
 て黒糖は消費市場に対し低廉なる価格を以て供給し得べ
 き原則の下にありしも欧乱偶々物価を激揚し其結果とし
 て沖繩黒糖生産費の如きも漸次高騰し一方黒糖価格は元よ
 り一低一高ありしも今日に於ては他糖と共に漸次不況の
 歩調を辿りつゝありて亦一時の盛を夢想する能はざるの
 状態に在り県民の均しく不安を感じつゝある所に有之候
 が何分沖繩糖業は従來台湾糖業の如く確固たる保護政策
 の下に生長し来たれるものには無之且つ民度も低き事に
 候間其の財力として技術として何れの点より考ふるも此の危
 急不安の場合沖繩は台湾の如く生産費引下を容易ならし
 むることは能はず遺憾此事に有之候元より此の点に関し
 ては官民協力最善の方法講究罷在候も天然の恵与足らざ
 る処到底人事を以て完成致し難く一同痛心罷在候
 沖繩県黒糖生産の現状此の如きあるに搦て、加へて尚ほ
 今日沖繩糖業に一個の暗影を投ずるものは昨今の糖価下
 落と砂糖消費税の關係に御座候現下沖繩に産する黒糖及
 び白下は百斤二円の課税に有之大阪相場十六円に対し其
 の税額は八分の一にして之を精糖の三分の一蜜の四分

の一に比較する時は比率は低度のものなるが如きも黒糖
 の如きは其の生産者は台湾糖業の如き大資本大組織を有
 せず又其の消費者と雖も中央都会地の高級生活者にあ
 らずして多くは東北山間の住民の消費に供せらるゝもの
 なるを以て市価に対する八分の一の率は決して低率のも
 のにあらず生産者及び消費者に対しては過重なる圧迫た
 らざる可からず候黒糖百斤二円の税金は戦時の好況時代
 に於ては何等過重の負担たらざりしも今日農村不況民心
 凋落の極に有り到底戦時の如き好況の再来望み難き今日
 に於ては此の凋萎せる山間生活者と全く事情の異なる沖
 繩県の黒糖生産者に対して市価八分の一の税額は過大に
 失するものと見ざるべからず其の理由は実に左の点に御
 座候

黒糖の消費地方及数量

第一黒糖消費者の側より研究せんに本糖は主として北海
 道及東北、北陸、滋賀、伊勢、九州の如き我国に於ける
 民度の最も低き地方の農民に使用せられつゝあるものに
 して民度高き地方に消費されざるものなることは専門家
 の調査統計に徴して知るべく今左に大正九年に於ける黒
 糖消費量各府県別表を掲げん

黒糖消費量府県別比較一覽表(大正九年度調査)

高知	六十八万五千八百三十八斤
愛媛	四十四万四千斤
徳島	百二十万斤
山口	十二万斤
広島	二十四万八千斤
岡山	百四十四万斤
島根	百四十八万斤
鳥取	四十八万斤
福岡	二万八千斤
佐賀	三十二万八千斤
長崎	百十九万五千四百四十斤
大分	四十三万二千斤
熊本	百四十四万斤
宮崎	二百八十八万斤
鹿児島	四十三万二千斤
鹿児島	千二百九十二万斤

神奈川	五百六十七万八千斤
新潟	九十九万七千四百六十二斤
福井	九十九万七千四百六十二斤
石川	九十九万七千四百六十二斤
富山	八十九万三千四百四十斤
岐阜	八十九万三千四百四十斤
長野	十二万斤
静岡	同右
愛知	三百五十万斤
三重	六百六十五万斤
滋賀	百四十一万九千八百九十九斤
奈良	一万八千斤
和歌山	七万二千斤
大阪	二十二万六千斤
兵庫	四十八万斤
京都	八十九万七千四百六十二斤
香川	千八百七十七斤
東京	六十一万二千六百斤
山梨	四十二万斤
埼玉	四十二万斤
群馬	十一万斤
千葉	(黒糖の代りに焚黒を使用す)
茨城	同右
茨城	同右
宮城	同右
岩手	同右
青森	五十七万六千斤
秋田	百二十万斤
山形	二百九十二万六千斤
福島	二十八万八千斤
栃木	(此外多量の焚黒を使用す)
北海道	千四百四十万斤
北海	千四百四十万斤
焚黒原料	四百五十万斤
総計	六千五百三十二万三千二百六十八斤

則ち右によりて見れば黒糖の消費地として最大なるものは民度最も低き北海道の千四百四十万斤、鹿児島県の千